

## 平成25年白浜町議会第3回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成25年9月18日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成25年9月18日 10時01分

1. 閉 議 平成25年9月18日 11時47分

1. 閉 会 平成25年9月18日 11時47分

1. 議員定数 16名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 小 幡 一 彰  
教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 田 井 郁 也  
富田事務所長  
兼農林水産課長 鈴 木 泰 日置川事務所長 前 田 信 生

総務課長	大谷博美	税務課長	高田義広
民生課長	三栖健次	生活環境課長	坂本規生
観光課長	正木雅就	建設課長	笠中康弘
上下水道課長	山本高生	地籍調査課長	堀本栄一
農林水産課長	鈴木泰	消防長	大谷実
教育委員会			
教育次長	青山茂樹	総務課副課長	泉芳明

## 1. 議事日程

- 日程第1 議案第97号 土地の処分について
- 日程第2 議案第98号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第99号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第100号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第101号 訴えの提起について
- 日程第6 発委第10号 議会の議決による専決処分事項の指定の一部を改正する指定について
- 日程第7 選挙第1号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について
- 日程第8 意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第9 意見書案第2号 公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出について
- 日程第10 意見書案第3号 来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書の提出について
- 日程第11 意見書案第4号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第12 発議第4号 議員派遣について
- 日程第13 発委第11号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会）
- 日程第14 発委第12号 閉会中の継続審査申出書（建設農林常任委員会・議員定数等検討特別委員会・決算審査特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第14

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成25年第3回定例会第5日目を開催いたします。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

午後から議員懇談会の開催をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

今日は暑いかと思しますので、上着を脱いでいただいても結構かと思います。

これより本日の会議を開きます。

---

(1) 日程第1 議案第97号 土地の処分について

○議 長

日程第1 議案第97号 土地の処分についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6 番

先般もフラワーラインの関係で若干全員協議会かなにかで質問したんですけども、土地の処分についての件で、これは従来の県の構想の範疇であるのか。というのは、地元区から要望があって、そこも今の収用しようとする土地に適用できるのか、そこらどうなんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

これは都市計画決定された本線であります。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

本来、県の部分と町で決めたラインがあったと思うんですよ。そのなかで1つ、2つ町長宛てに県庁行ったあと、変更という地元要望があったと思うんです。それは、当然県のラインと地元のラインと若干差異があると認識しているんです。だから、今回収用しようとする土地に対して、両方の案が出てても対応できるという認識でよろしいですかという質問なんです。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

これはあくまでも県のラインの用地です。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

それであれば、地元の要望。極論から言えば、費用対効果、混雑とかいろんな部分みたときに、地元の人言うところがコストはかかるけど、このほうがスムーズに流れるなどかなったときに対応できるのか。そこらどうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

地元要望につきましては、町のほうからも県へ要望があるということは全部伝えております。そのなかで、県のほうで協議中となっておりますので、まだ決定がどうか、どうしていくという方針は伺っていないところでございます。もう少し待っていただきたいということです。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

それはわかっているんや。その範疇、ここのエリアで色塗りしているところあるでしょう。県は志場の前へいくところと、地元は志場の裏通れという案のなかで、単純計算したら、このラインであれば両方対応できるのかなと。安久川寄りを走るのか、そこらどうなということです。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

本線はそのままいけると思います。降りるランプにつきましては、地元要望があれば変更になると思います。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今回測量設計入ってある部分、上の段。あれと今の部分である程度まがりなりにもラインという認識でよろしいんかな。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今の計画としまして、このランプを折りましたら県道岩崎線を改修して、昔の有料道路の交差点改良も含めて、それに伴って櫛ヶ峰権現谷線の町道の改修をこのあいだの補正で調査費を要望したところでございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

県、国も含めてですけども、おそらく下ろしたらそこでストップというか、あとは白浜町さんでやってよと予測できるんや。最終役場と浜へ降りるまでのラインをやはりひとつのラインとしてえらいけども、課長も大変ごくろうやけども、県さん、白浜町は安久川でいいよ

と。そこでしめずにずっとラインは続いているので、ひとつ交渉事ですけども、その旗を降ろさんように、県は降ろしたくてかなわんと思う。県は白浜町財布ないから安久川、空港で止めておいてという認識をもっていただきたいんですけども、どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ここで終わりということはありません。これは県知事もこの本線は必ず都市計画決定されておりますのでやるということ聞いております。ただランプについての地元の要望と県との見解の違いがありますけれども、その辺も今後の県の協議を待って、我々も地元要望を丁寧説明をして、やはり一度協議の結果を地元にもお知らせする。あるいはこちらから県へもう一度確認をしに行くということは今予定をしております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

## （2）日程第2 議案第98号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第2 議案第98号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

12番 三倉君

○12 番

入札に直接関係ないんですけども、前に入札していたことから進捗しているわけですね。それであと地すべりしたからこういう形になっていると思うんですけども、最初に崩壊した当時から比べたら、どれくらいの暗渠ができたあとでこういう形になったのかということをお聞きします。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

暗渠とは。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

全体的に上からというか、2年ほど前の水害にその部分がとんでしまったわけでしょう。とんでしまってそれをやり変えるにあたって結局用水する話のなかで、上から地すべりするからといって止まったわけでしょう。だから、それにあたっては、前々年度から少しずつ工事が始まっているわけでしょう。それをされていて、結局もたれの擁壁をつけてそれで止めてどうこうするという話であったと思うんですけども、上から崩れてきたからボーリングしてこういう方法をとっているとなるわけです。だけど、最初に志原組さんが請負した時に進捗状況というのか、いくらかしてお金を払っていますよね。払っているなかでそれは暗渠の工事までできていたのか、きていなかったかということ。

それと、どの辺までできていて終わったのかということ。直接入札とは関係ないんですけども、どの辺までだったのかということ。それで、とんでいる暗渠がある程度そこまでの工事がいっていたのかということ。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

議案書の図面の断面図でも表示していると思いますが、着色していない下のコンクリート擁壁。赤く塗っていないコンクリート擁壁が残っていると思います。それが前回発注した工事の概要でございまして、暗渠排水ポンプなどもまだ施工してございません。あと、今言ったみたいに下の着色していない擁壁は前回できておりました。その途中に法面工が増破したわけでございます。

前回精算打ち切りした出来高部分といいますのは、主に擁壁のなかで着色していない下部工がございまして、もたれ様式の。それが前回の出来高でございまして。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

そしたら、これにつきましては10社ほどあったということなんですけども、できたら業者をお教えいただきたい。我々とした地元の業者にとってほしかったなかで、諸般の事情があるんでしょうけども、どういう業者が指名業者に入っているのかお伺いしたい。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

10社の指名業者でございまして、ワシン建設株式会社、株式会社清本組白浜支店、阿和建设工業株式会社、株式会社平建設、株式会社日置川建設、日置川開発株式会社、株式会社城戸建設、有限会社ワークス、株式会社テンコーライフ、株式会社共栄建設工業の10社でございまして。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

ちなみに落札率はどれくらいになりますか。

○議 長  
番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）  
請負率につきましては94%でございます。

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第98号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

### (3) 日程第3 議案第99号 工事請負契約の締結について

○議 長  
日程第3 議案第99号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。  
16番 正木司良君

○16 番  
入札が9月9日にすでに執行されて業者が決まっておりますので、報告だけをお伺いするということになるんですけども、先ほどの三倉議員の質問にも関連がございます。この北富田の入札につきましては、指名業者が5社ですね。通常10社とか11社くらいあるんですけども、これは当局が指名を5社に抑えたのか。あるいは、辞退もあって最終的に5社になったのかということが1点。

それから、北富田小学校の移転新築につきましては、かねてから育友会、そして地元の方と論議が続いているわけです。その焦点となるのが用地の問題だと思えます。今回の用地でちょっと川沿いにごさしまして、水害とかどうかなという気持ちもあるんですけども、地域の皆さん、育友会の皆さんのご了解のなかでここに選定されたと思うんですけども、そのあたりのプロセスについて教えていただきたい。

○議 長  
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）  
まず、業者の選定です。業者につきましては5社ということで、1つは何億以上はいくら

という規定はあるんですけど、白浜町として町内業者育成ということで、町内の建築業者、また電気設備業者をできるだけ町内でということで選定させていただいております。そのなかの建設業者のなかでも、監督技術者の2名の要件を満たすとか、そういう要件を付けたなかで5社ということになっております。

それと用地について、当初別のところだったんですけども、その用地の問題で現校舎のところになったんですけども、そこには今言われるように、検討委員会、また地元の意見等をお聞きして、前の大雨のときも校舎が浸からなかったということも考慮して、かさ上げはしますけれども、今のところということ。また利便性もありますので、今のところ決定させていただいたところでございます。プールにつきましては、費用面のこともありますので、できるだけ仮校舎をつくらない方法ということで、現校舎の後ろ側、北側に建設しまして、その代りプールにつきましては、用地の協力をいただきまして、別のところへ建設ということになりました。

○議 長

16番 正木司良君

○16 番

地元企業の育成は私もかねてから提言をさせていただきました。その通りだと思います。ちょっと道筋離れますけれども、はまゆう病院の新築の場合、和歌山県内で1社も指名業者に入っていなかった。その点について地元企業の育成ということについて、疑念もあったんですけども、6億5千万円の事業が地元で施工できるということは大変ありがたいことだと思います。それで、先ほども三倉議員もおっしゃられましたけれども、設定価格、落札率について教えていただきたい。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

落札率は北富田小学校建設工事で93.57%です。そして、設計額があつてその落札率ということですよ。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

子どものため、地域のために当然そういう部分でここに至っていると思いますけれども、以前の会議より用地がどれだけ新たに確保したのか。

それと、日照の部分で若干近隣の住民との話し合いがあつたというように巷間聞こえてきているんですけども、そこら解決しているのか。100%用地も確保できているのか。そこら2点どうですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

まず、用地についてですけども、筆数にすると2筆。ちょうど現北富田小学校の北側に1軒家屋がありました。その土地を買収させていただいたのと、プール用地の代替えということで、農地を1筆買わせていただいております。この件についてはすでに用地買収も終わ



りまして、登記も白浜町に変わっているところでございます。

そして、日照の問題ですけれども、ちょうど言われるように小学校建設が若干北側になりますので、その隣の北側の方1軒について、もちろん用地の提供者でもあるんですけども、日照についていろいろ要望もありまして、できるだけ建築にも日照の影響のないように、多少はありますけれども、影響のないようにこちらも考えて、相手方さんに一応納得はしていただいたということで理解をしております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

2筆確保したと。その2筆の平米数と、用地提供された方が該当すると言及されていますけれども、そこに売買契約とか今後の部分のなかで、一行入れられているのか。もしなつたとき、日照で害があったとき、白浜町さんきちんとしてよという文言のやり取りがあるのかないのか。そこらどうですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

面積ですけれども、今ちょっと資料もっていないんですけど、田については約一反ちょっとだったと思います。宅地についてはそれ以下600か700平米くらいだったかと記憶しています。

それと、買収にあたってということですけども、その辺文書とかそういうのは交わしていません。その代り一応シミュレーションとして、建つたときには冬至の一番日が短いときに日陰はこうなりますという説明をして、そのなかで向こうからはこのとおりでいいけれども、その説明のなかでシミュレーションに合うようにしてくれということです。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

西小のときでもあったんですけども、電波障害。いろんな部分でハレーション起こす可能性がまた出てくると思うんですけどもそこらも含めて、今後想定外を想定せえというような教訓なので、おそらく今の形状から変わった状態にあれば、放送なんかもハレーション起こして難聴、テレビも映りが悪いんやというのが必ず出てくると思うので、そこら頭に入れて、日照も含めて構えておかんとぐあい悪いので検討してください。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

その辺はまた工事業者が決まりましたら近くにも工事説明を行いながら、皆さんのご協力を得ながら進めていきたいと思っております。

それと、先ほどの買収面積ですけども、北富田小学校北側宅地542.81平米。プール用地としては田1,256平米でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

2点ほど質問いたします。まず1点は工事期間が大変長いということがあります。そういう部分では、やはり近所に対する迷惑。さらには旧農協跡の学童保育の施設がございます。そういう部分の工事の安全について、教育次長、十分業者との間で詰めてもらいたいと思います。

それと、次の議案にも関わってくるんですけども、先ほども町内業者の育成ということがございました。この議案書を見ますと、電気関係だとかの部分が入ってございません。そういう部分については、今後分離発注、議会にも当局にも要望がきていると思いますので、そういう部分も含め、町内業者の育成という部分も含めて、検討をすべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。回答があればよろしく。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

まず、工事の安全ということで、これは極力安全については考慮して今後進めていきたいと思っております。

それと、分離発注についてですけども、今2社、次に出てくるんですけども、この部分については予定価格が5千万円以上ということで、議会の議決を要するというので、この2点を上程させていただいております。あとの全体で分離は5つに分けております。本体工事、電気設備工事その1、その2。それと、機械設備工事その1、その2と分けておりまして、入札は同じに9月9日に執行しております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

もちろん議会議決の必要はないんですけども、分離発注を行って9日に入札執行をされているということですけども、電気についてはその1、その2。また本体についても5つ分けてやるということですけども、町内業者の育成には十分配慮されたようになっているんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

先ほど言いましたように、本体工事は町内5社。それと、電気につきましても町内の7社で入札を行っております。それと、管設備、機械設備になるんですけども、管業者の6社で入札を行っております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

ということは、すべて機械工事も含めて町内業者を充当しているということよろしいのですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番外（教育次長）

はい、そのとおりです。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第99号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

#### （4）日程第4 議案第100号 工事請負契約の締結について

○議長

日程第4 議案第100号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6番

しつこいようですけども、今先輩の楠本議員より何点かあったと思うんですけども、5千万円未満は議決要らないとの言及でしたけれども、その1、その2と分離発注していく設備、電気。ここで、設備でも企業名、水道、電気についても企業名を明示していただきたい。

それと、本体の西峰さんが落札した今の99号ですけども、保証金免除という表記ですけども、金額が大きいからこうしているのかなと。100号の議案については、5千万円の部分で保証金が500万円余り担保としてですけれども書かれている。そこの第2、第3の部分。5千万円未満でも保証金は担保しているのかどうか。

○議長

番外 教育次長 青山君

○番外（教育次長）

まず業者ですけれども、建設、電気、管工事に分けさせていただいております。その中で要件がいくつかあるんですけども、まず電気の業者です。電気設備は、秋山デンキさん、みふね電器産業さん、尾崎電気さん、小出電設さん、中村電工さん、光陽電気設備さん、朋伸電設株式会社さんの7社で行っております。これは7社全員来ました。まず、その1を先にします。その1で取った業者は、その2の入札は抜けるということになります。

管設備につきましては、中央設備さん、中野水道工業所さん、熊野設備さん、本田設備さん、金子水道工業所さん、太陽熱学工業所さん、シーライフさん、福田水道店となっております。

ます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

前段の保証金の部分やけども、そこと、7社、8社のなかで、ひとつの枠のなかで好きにこの金額のなかでやってよというのか。各社のなかで選択肢をもたせているのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

設計で例えば電気工事だと校舎の幹線の配線工事。それと、その2は各室内の電気設備。例えばコンセントとか電灯とか設計のなかで分けられる双方影響のない範囲での設計を分離しております。

それと、先ほどの保証金の話ですけど、この保証金には双方5,000万円以上は保証担保ということになるんですけど、同じ保証なんですけど財務規則の契約保証金の納付免除というのと、契約の保証金に代わる担保という項目があります。西峰工務店さんは財務規則160条の1項、契約相手方が保険会社との間に町を被保険者として履行保証保険契約を結んだときは免除ということになります。西峰さんはそういう保証でしています。シーライフさんについては保証に代わる担保ということで、財務規則162条7号、公共工事の前払金額保証事業に関する法律第2条第4項に規定にする保証事業が株式会社の保証ということで、ここは西日本建設業保証株式会社の保証ということで、これは担保ということになりますので、ここの契約書には金額を記入しております。あと、この請負契約のなか、第4条にあるんですけども、西峰さんが行った部分については免除。そのほかは契約保証に代わる担保の提供ということの位置づけになっておりますので、どちらか業者が選ぶことになりますので、それによって免除と金額ということに。保証はなんら変わりないと思います。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

設備のほうで、連合艦隊組んできているでしょう、7、8社。まだこのペーパーに載ってないですけど設備。今、金子や中央、太陽と言ったでしょう。そこらの部分の保証金というのは、仕事のボリュームがでても今言ったように、シーライフみたいに5,000万円とかそこらの部分の保証金というのは担保しないんですかと質問したんです。その1、その2と分けているでしょう。設備も電気も、口頭で言った企業に責任を負わしているのかということですよ。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

財務規則のなか、免除の項目のなかに契約金額が5,000万未満かつ契約者が契約を確実に履行するものと認めるときということで、免除ということで、5,000万円以下の場合には町で免除ということにしています。

○議 長

10番 玉置君

○10番

この分離発注でいろいろ細かく分けていただくのは大変良いことだと私は思いますが、以前志原のテニスコート改修のときに、誰の責任かわからんようになったら悪いので、一括してうちが受けさせてくれという案件がありました。だから、このなかで分離させて各々が工事を行う総合監督が西峰さんであるのか。そしてまた、手違いがあったときに工事の遅れであるとか、いろんななかで個人、個人の企業がそこで責任をとるのか。別々に工事をするとその辺が心配されるんやけども、その辺のことはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番外（教育次長）

責任問題なんですけども、まず責任のとれるようにダブらないように管、電気等は管理できるように分けております。責任所在については、それぞれの契約を受けて執行したそこに修理とか出てきたときは、その部分でその業者が行うことになろうかと思えます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第100号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第100号は原案のとおり可決されました。

---

#### （5）日程第5 議案第101号 訴えの提起について

○議 長

日程第5 議案第101号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

12番 三倉君

○12番

これは大変ご苦労さんなんですけども、なかの動産、たんすだとかそういうものが残っていると思うです。それについてはどの辺まで執行することによって権限が与えられているのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

強制執行されますと住宅を明け渡す。そして、金銭債権執行として給与、動産が対象となってきます。年金はだめということです。説明しましたら、給料に対しましては、44万円以下は4分の1。44万円以上はその給与から33万円を引いた額を差し押さえできるとなっております。

○議長

12番 三倉君

○12番

そしたら、この物件についてはほとんどが差し押さえしてできるという解釈でよろしいですか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

今回の場合は、いくら探しても行方がわからないと。荷物を長い間置いたままであると。裁判で判決をいただいたら、町がそのものを処分できるということで、今回訴えます。

○議長

12番 三倉君

○12番

そしたら、その場合に処分する話ですけども、競売できるのは競売するし、あかんのはこちらで業者を決めて全部焼却処分なりというなかで、次に入ってもらう人を決めていくという手続きでよろしいわけですか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

そのとおりでございます。

○議長

6番 正木秀男君

○6番

3年くらい前から行方不明という。この書類を見たら10年くらい前から入っているんですか。そのなかで、半分の5年はきちんと払ってきたと。あと残りの5年は若干滞納しでした。金利についてかなり高額に雪だるまになってきたと先般説明を受けたんです。この方に入った時の保証人とかどういった格好をとっていたのですか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

この方につきましては、当初白浜の住宅に入っておりまして、家賃滞納ということで安いところへ移っていただくということで、市鹿野に行っていたと。そのなかで、いろいろ保証人も今調査をしております。実際地元の方でないの、よその方が保証人になっております。その辺も今精査中でございます。この判決ができましたら、それをもってまず保証

人のところに行きたいと。今探しているところでございます。

○議 長

6 番 正木秀男君

○6 番

今課長の話では旧白浜のほうからブラックリストのなかで市鹿野へ移っていただいたという解釈で。

そういうなかで、その当時は仕事していたんですか。そこにおいて、雇用している事業主があったとしたら、聞いているのか、聞いていないのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この方につきましては、家賃がたまりだした時点でお話して、向こうの希望でもっと安いところへ、なかなか払うのが苦しいのでということで、移っていただいて、最初は払っていただいていたんですけども、徐々にたまりだしてきたということです。

仕事に行かれていたとは聞いているんですけども、どこかまでは知りません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第101号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第101号は原案のとおり可決されました。

---

## （6）日程第6 発委第10号 議会の議決による専決処分事項の指定の一部を改正する指定について

○議 長

日程第6 発委第10号 議会の議決による専決処分事項の指定の一部を改正する指定についてを議題といたします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

発委第10号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

この件につきましては、全員協議会でもご説明をいただいた。ただ、私は何度も気にかかるのは、これまでの議会の同意がなかっても町長の専決処分で住宅の明け渡し等々対象の案件が行使することができる。この場合、専決処分の権利の乱用を私は心配するんです。あくまでも行政としての良識のなかで、やむを得ない場合に限り、先ほどの案件のように居所がわからないとか、いろんな事情でやむを得ない場合において、専決処分の執行をお願いしたい。そういう気持ちだけでございますので、ぜひわかっていたいただきたいということです。

○議 長

答弁はよろしいですか。

16番 正木司良君

○16 番

はい。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

発委第10号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第10号は原案のとおり可決されました。

---

## (7) 日程第7 選挙第1号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

○議 長

日程第7 選挙第1号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 林君



○番外（事務局長）

選挙第1号を朗読した。

○議長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

紀南環境広域施設組合議会議員に水上さんと私、南を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水上さんと南を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました水上さんと南が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

---

（8）日程第8 意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○議長

日程第8 意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

意見書案第1号を朗読した。

○議長

提案理由の説明を求めます。

（省略の声あり）

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

---

(9) 日程第9 意見書案第2号 公的年金2. 5%の引き下げに反対する意見書の提出について

○議 長

日程第9 意見書案第2号 公的年金2. 5%の引き下げに反対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第2号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

3番 丸本君(登壇)

○3 番

提案理由の説明をさせていただきます。

年金削減法は昨年11月16日に衆議院解散に先立ち、ほとんど審議をされることのないまま、今年10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立いたしました。物価スライド特例水準の解消を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を下げるために年金を据え置いた措置でございます。食料品など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増税などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上もさかのぼって年金を引き下げる理由もございません。来年4月からの消費税引き上げが重なるならば、そ

の深刻さははかりしれません。特例水準の解消は毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ化のマクロ経済スライドに連動し、限らない年金削減の流れがつくられようとしております。年金削減は高齢者だけの問題ではございません。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもございません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。よって年金削減を行わないことを政府に強く求めたいと思います。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

7番 岡谷君

○7 番

ただいま丸本議員から意見書に対する説明がございました。

そのなかで、昨年11月ほとんど審議がされずに通したという内容でございますが、この年金額は今説明にあったとおり、物価スライドをとおしまして年金額の実質的な価値を維持して進めてまいりました。しかし、物価が下落した2000年から3年の間に年金額を引き下げる必要があったのですが、国会で高齢者の生活に配慮し、与野党が一致して特例的な年金額の措置でございました。その後、04年の年金改革で物価が上昇して年金額は据え置き、物価下落時には年金額を下げるしくみを導入しましたが、解消されていません。このため現在の年金額は本来よりも2.5%高くなっております。この特例水準によりまして、すでに累積7兆円もの過払いが生じています。これは結果的に将来世代へ負担を先送りしている状態であります。このことをかんがみまして、今後も過払いを生じさせ、将来世代への負担を先送りすることについて提案者の丸本議員のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ただいま岡谷議員よりご質問をいただきました。

2000年から2002年でしたか、物価が下がったのに年金を下げないことについて、今まで引き続いて2.5%下げなあかんやつを下げない。そこで7兆円の過払いと言うんですか。お言葉を使われていましたけれども、これは岡谷議員もご存じだと思いますけれども、2.5%というのはすべての公的年金、国民年金、厚生年金、公務員共済、あるいは障害年金、すべての公的年金が2.5%下がるということになります。特に高齢者のなかにおいては、国民年金しか受給していないと。50万円前後の年金しかない人も2.5%下がるわけでございます。そして今こういう人の生活をどう考えていくのか。こういうことを考えたら、十数年前に物価が下がった時に下げないから今から下げるんやということは、私はあってはならんことやと思います。その辺についてどう考えているのかと言われても、やっぱり高齢者の生活を守ると。そして、来年4月に消費税されるとダブルパンチや。私は十何年前のやつを今から下げることに無理があるのではないかなと思います。答弁になっているか、なっていないかですけれども、そういう理解をしていただきたいんですけども。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

丸本議員の考え方はなかなか難しいと。今回やはり低所得者の年金受給者に対して、本国会においても審議されたなかで、特に福祉的給付として最大月額5千円の年金生活者支援給付金として支給をするというのが成立してございます。これをとおして根本的な年金の払い方も今後論議をされていくわけですが、これに関して年金のあり方について御党もよく考えていただきたいと。答弁は結構です。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

2番 楠本君(登壇)

○2 番

丸本議員の公的年金2.5%引き下げに反対する意見書案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

私も年金受給者のひとりではありますが、やはり厳しい部分はあると思います。今、質疑のなかで岡谷議員も申されておりましたけれども、政府は社会保障と税の一体改革大綱において、物価スライド特例分の解消として公的年金の2.5%を引き下げようとあなたが提案されたようになっていきます。すでに岡谷議員も言われましたけれども、本来公的年金支給額は、物価上昇時に増額して、物価下降時に減額するのが本来の姿であると思います。ここに幹部職員もおられますけれども、公務員給与の削減に始まり、税と一体改革のなかで後世につけを回さない努力が我々にも必要であると思います。今日の新聞にも、65歳以上の高齢者は4人に1人となると。急速な少子高齢化社会のなかで、社会保障制度を支える現役世帯の負担が一層強くなると私は思います。また、高齢者の生活を公的サービスだけで支えることは困難な時代になっているのではないのでしょうか。しかしながら、高齢者を取り巻く環境は丸本議員がおっしゃられるように、増していることは承知しております。反面、超高齢化社会になり、また医療費も伸びていると。

従って、これ以上国の借金を増やさない安倍首相の国際公約にもあるのだから、特例水準の3年間は辛抱すべきであると思います。

以上、原案に反対する立場での討論といたします。

○議 長

賛成討論です。

16番 正木司良君(登壇)

○16 番

率直に申し上げまして、正直な話10年前にさかのぼって年金をカットするという案件を聞いたとき、私は本当に驚きました。デフレ景気からインフレ求めて今、自民党の経済政策は進行しているというんですけども、一般庶民に景気の回復の恩恵はほとんどない。一昨日の景気の上昇は上場企業、あるいは中企業クラスで、零細企業や一般庶民の生活は低迷を続けているということを読売新聞の社説ではっきりと提起しておりました。そうした現状のなかで、高齢者にとって生活の支え、生きる支えであるこの大切な年金をさらにカットする。

これは高齢者福祉にまさしく逆行するものであります。今、国が国民の権利として生活保護の支給額を提起いたしております。これは国民の権利なんです。その権利の金額よりも年金のほうが少ないケースが問題になっております。1カ月5万円の年金でどうして高齢者が生活できるんですか。そういう現実を議員である限り庶民の皆さんのそんな本当に厳しい現実をしっかりと受け止めて、私は今の時点での年金のカットには反対をいたします。

○議 長

7番 岡谷君（登壇）

○7 番

公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書について、反対討論をいたします。

先ほども延べましたが、現在支給されている年金額は過去の平成11年から13年までの間に物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、2.5%高い特例水準になっております。本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となり、すでに累積7兆円もの過払いが生じ、将来世代への負担を先送りしております。これは、特例水準を解消するため、本年10月から3年間で2.5%減額する意義として、1点目、年金財政の安定化、基礎年金の国庫負担2分の1への引き上げ。2点目として、現役世代の将来の年金額の確保につなげる。3点目、将来世代の負担を回避し、世代間の公平をはかるという意味でございます。特に、先ほども延べましたが低所得者に対する年金受給者に最大で月額5千円の年金生活支援給付金、福祉的給付が支給されるとされております。

よって、この意見書に対して反対といたします。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

それでは、賛成討論をいたします。

財源の問題など皆さん言われていますけれども、1997年の時点から大企業の経常利益はかなり右肩上がりになってございます。それ以前は経常利益とそれから法人税の税収の推移はほぼ同じようなパターンできていまして、それがこの法人税の税収がかなりあいております。これは法人税をきちんととることによって、そうした税収の問題もこれだけではありませんけれども、ほかの富裕層への課税とか、それから軍事費など増やしていく、新しいものを買っていくことをカットしたり、無駄遣いのカットなどで十分こうした財源を確保できると思われまます。今も正木司良議員も賛成討論をしましたがけれども、やはり年金以外に収入がない高齢者、10年前の話を今されても、今どう生きていくかということが大事であります。

そういう意味で、こうした今年の12月の支給から減額される。そして来年の6月、半年後にまた減額されること、引き下げられることが、本当にあってはならないことであると思っております。

従って、私は引き下げに反対する意見書に賛成であります。

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

意見書案第2号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って、意見書案第2号は否決されました。

---

(10) 日程第10 意見書案第3号 来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書の提出について

○議 長

日程第10 意見書案第3号 来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第3号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

8番 廣畑君(登壇)

○8 番

皆さんご存知のように、今年9月13日に甘利経済再生相が月例の経済報告を閣議に提出しました。「景気の基調判断はゆるやかに回復しつつある。2カ月ぶりに上方修正した」と、このようでございます。個人消費につきましては、「持ち直している」から「持ち直し傾向にある」へ10カ月ぶりに下方修正したということでございます。この基調判断を上方修正したのは非製造業中心に設備投資が持ち直す動きがでてきている。企業収益も大企業を中心に改善しているが、一方中小企業の収益は減少しており、企業規模では明暗がわかれておるということであります。大企業の収益が改善しても賃金は上昇していません。決まって支払える給与が16カ月連続で減少しています。そのなかで7月の小売業販売額が個人消費の判断が下方修正されたことで、日本経済の内需不足、減少状態が改めて示されました。輸出は「持ち直しの動きがみられる」から「持ち直しの動きが緩やかになっている」へ9カ月ぶりに輸出も下方修正をされております。アジア、アメリカ向け輸出が横ばいとなっており、海外景気の下振れもリスクも引き続き懸念されておるということであります。

そしてまた、帝国データバンク、9月12日に発表されましたアンケートでは、2万2,760社が対象であります。有効回答率が48.8%。税率が引き上げられた場合、小売業の80.5%が業績に悪影響と、そのように回答しています。全業種では55.3%が悪影響であると答えています。内訳で、例えば農林水産業は、73.3%、不動産業では61.2%。こうした企業4月から上げたら悪影響があるということでもあります。それから、規模別で大企業は54%、中小企業55.7%が悪影響があるといっています。規模が小さいほど業績への悪影響が大きいことがうかがえる。これは帝国データバンクのアンケート調査であります。

それから、やはり国内総生産の6割を占める個人消費ですね。住民の皆さん方の個人消費

が上向くかどうかということが大きな影響があるのではないかと思います。雇用が生み出されたと言っていますが、この雇用、低賃金、非正規雇用だけがというのが現実であると思います。そういうことにつきましても、経済の専門家の指摘もされております。大企業の利益が上昇する一方、所得が低迷しているのが実態であると思っております。

このようななかで、国民の所得を奪う消費税増税が強行されれば、日本経済を破壊していくということになります。やはり、首相の諮問機関というか意見を8月の末から聞きました。特定の方々の意見を聞きましたけれども、首相のブレーンのなかでも1%上げるべきだとか、いや今はちょっと待てということも言われております。

だから、私のこの意見書の提出にあたりましては、来年の4月からの消費税増税を中止するという1点で、この意見書を上げていくということで提案をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

提案者の廣畑議員に質問いたします。

たしかに、この間、政府の方々と民間の方々、学者の方々が討論しておりました。共同通信でも50%近い方々が消費税について危惧しております。しかしながら、私はこの借金大国において、提案者の廣畑議員にお伺いしたいのは、社会福祉が消費税の目的であります。そういう観点からしたら、もちろん経済の状況もあるんですけども、財源対策についてそのお金はどこから回してくれるんですか。その部分が私はこの意見書案に対して消費税を増税させるとさらに冷え込ませるとは、そのとおりかもわかりませんが、これ以上国の借金を増やしたらいかん。また福祉にはお金が要ります。福祉もせえ、なにもせえと言うのに、その財源はどこから出てくるんでしょうか。そこらをきちんと説明していただきたいと思っております。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

質問であります。消費税は当初福祉に使っていくということでありました。それもそうなんですけども、それを裏切ってきてあるのとちがうかなと私は思います。

それから、財源対策ということでもありますけれども、やはり先ほども年金の賛成討論のなかで言いましたけれども、大企業の経常利益と法人税、税収の推移ということをして十数年のなかでは、法人税が安くなっているということがあります。企業の経常経費もふえています。それと、内部留保金、ご存じのようにかなりの大企業がもっています。ひとつは、その内部留保を活用して非正規を正規の職員にしたり、全日空は職員を最近正規職員にしたという話を皆さんもご存じだと思いますけれどもそういうこともあります。やはり、働く者に所得がある、きちんとまっとうな生活ができていく非正規の仕事ではなしに、そうしたことは企業がやれば、まず大企業からやっていくということがあると思っております。

それから、製造業の場合、下請けの企業が単価を切り下げられていく。今まで10円がかつたのに、9円50銭でやれよということで、単価を切り下げられていく、やはり

中小企業はなかなかできていかないということがあります。やはり大企業の内部留保の活用だけでも、すべて吐き出せというのではないんです。その数パーセントを従業員の所得、職員の所得、社会に還元していくということで、十分まかなえていくのではないかなと思っています。

それから、先ほど言いましたけれども、応分の負担を企業に税金で法人税に、格差をなくしていくということ。今までの十数年前の元の状態に。それこそ先の年金ではないですけども、持っている人がきちんとしていく、負担をしていくということ。それから、富裕層、大儲けをした人に応分の所得に応じた負担をしていただいて税金で納めていただくことが必要でないかなと。もちろん、1機何百億という兵器、戦車とか飛行機などについても不必要なことだと私は思いますので、そうしたことを外していくということが大事ではないかなと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

7番 岡谷君(登壇)

○7 番

本意見書に対する反対討論をさせていただきます。

少子高齢化が進み社会保障を支える現役世代が減っていくなかで、年金給付や医療・介護のサービス提供費、子育てや障害者支援、生活保護などが年々増加し、例えば12年度の社会保障給付は109.5兆円に達し、国の税負担分約30兆円の多くが借金で賄われております。今の世代の社会保障を支えるために、毎年将来世代につけを回している現状を改善すべきであります。社会保障と税の一体改革について、3党合意の結果、年金や医療制度は社会保障制度改革国民会議で議論をされております。財源が安定してこそ社会保障政策の維持・強化をはかることができると考えておりますので、本意見書に対して反対といたします。

○議 長

賛成討論ございますか。

10番 玉置君(登壇)

○10 番

この意見書に賛成するものであります。

決して消費税を上げてはいけない。そして今の日本の借金1千兆円に対しての不安というのは私も同感であります。ですから、消費税を上げてその収入として、税として、また上げたにもかかわらず日本国の企業等の税収、個人消費増加をはかれば一番いいわけです。

ここで歴史を学ばねばなりません。やはり、私どもの収入、労働分配率が以前と違いました下がって一方であります。これは、小泉政権のときに郵政民営化をうたってそれに対する外国資本の参入を促したわけです。一部では売国奴政権みたいな言われ方をしていましたけれども、その影響によって日本の株式会社を運営する経営者の方々は、規制緩和によって敵対的買収が行われやすくなった結果、トヨタであろうかどこであろうか自分の会社を守るために自己資本比率の増加を提案したわけです。その結果、自社株買い。トヨタでいいますと、



3, 200円くらいで相当の何千億円というお金が株券に化けてフリーズしたわけです。そのときから、労働者に対しては会社がよそのところに買われて買収されていいのか。また会社が潰れたらどうするんだということで、労働分配率が極端に損なわれました。抑えられました。それは自社株買いのために、自己の利益を自社株買いに与え、そしてまた自己資本比率を高めた結果であります。それは経営者としては当然でございますが、それで何兆という自社株が株式としてフリーズされたわけです。これが、その当時労働者に分配されておれば、何倍と言う経済効果が生まれていたのではないだろうか。ここで昔の政権の失敗を言っても仕方ありませんけれども、では、なぜ小泉政権からずっと景気が悪かったか。給料が上がらないからです。先ほどもおっしゃったように、その前に消費税を上げたときもそうでありました。消費税収は上がりましたが、その後遺症による税収が減ったために、上がってくる数字は全体的に下がったわけです。

ですから、決して消費税を上げるなというわけではありません。今日本の国は設備投資がさかそうじて上向いているという報告があります。しかしこれはまだ本格的な稼働ではありません。それは経営者のマインドが今ここで設備投資をしても、消費税が上がった時の個人消費がどうなるかという不安があるからだと思います。ましてや、我々労働者、この職員の方でも収入が数パーセント下がっているわけでしょう。どうしても自己の生活を守るために消費を抑えます。これは見て歴史を学ばなければなりません。

だから、少しの間4月からとは言わず、6カ月、1年後に個人消費の動向、ましてや企業が儲かったらその1年の間に労働者に分配率が高くなれば、収入がふえるわけですから、それで消費税分を相殺されるということであると私は思うので、もうしばらくの間、急がずに待つべきであると思います。これは2.5%の公的年金も一緒です。これを今下げたら先ほどもおっしゃっていたように、3年で下げるんですから、年間で0.9%下げたら、ここで3%上げたら、3.9%の増税負担になるわけですから、どうしてもマインドが冷めてきますから。それまでに企業の設備投資があまねく企業にそういう意識になって、その生産によって収益を大幅に上げて、その上げた収益を自社株買いじゃなしに、労働者の方に分配する労働分配率に変換していく。そして、労働者の収入が上がったあとで消費税を上げるべきであるから、もう少しあとでやるべきだと私は思いますので、この意見書には賛成いたします。

## ○議 長

2番 楠本君（登壇）

## ○2 番

議会は言論の府でございます。こういうことも含めて個人的にはいろいろありますけれども、白浜町議会としてのきちんとした討論はすべきだと思いますから、岡谷議員に続いて、消費税についての反対討論をいたします。

先ほども言いましたけれども、賛否あるということは言うまでもございません。しかし、消費税をやったら選挙に負けるとか、国の政策のなかでも今までそういうつけを先送りしたということもあるのではないかと私は思います。やはり消費税に備えて経済対策は企業向けの減税、読売新聞も持ってきているんですけれども、財政出動、増税に対応した中・低所得者対策。官邸と財務省と綱引きをしてる。官邸はやるべきだと言うし、財務省はその金どこから持ってくるんだと。こういう議論をしているのも確かです。共同通信の報道でも、先ほども言いましたけれども、これは根強いですよ、50%は。テレビ討論でも甘利大臣や経済学

者、一般のジャーナリストとの議論を私も聞いたのですけども、やはり先ほどの意見書にも関係するんですけれども、消費税は社会保障にまわすのがこれは当然であります。しかしながら、5%になったときの過去の反省点はあると思います。安倍首相はオリンピックも含めてギリシャのようにならんように、国際公約を私は守るべきだと思いますし、また新聞等でも世界中でも最も低い税率であります。今、国の借金は1千兆円ですよ。それをどうすべきか待ったなしです。先ほど岡谷議員も言ったように、将来の子どもたちにつけをまわさないのが一番大事ではないかと思えます。

それから、質疑、討論のなかでも玉置議員も労働分配率の話もございました。しかしながら、これをいつやるかというのは経済の一番のミソだと思うんです。その財源を大企業にという話も廣畑議員からありましたけれども、景気対策、いつやるんなどということが一番の議論になろうかと思えます。オリンピック招致も含めて、やはりこの経済の上向きときにやらなったら、ずるずるタイミングをずらすのではないかと思えます。

それから、廣畑議員の賛成討論のなかで、国防についてのお話もございました。私は中国の尖閣問題で日本の国が揺れております。この問題は我が国の国防をどう守るか私は危機感を持っております。だから、最低の国防費は必要ではないかと思ひまして、消費税増税に反対するということについては、私は経済の状況も含めてやはり今かなと思ひます。

以上で討論を終わります。

○議 長

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

私の賛成討論は差し控えたかったですけども、反対討論の方がお二人登壇されましたので、あえて賛成の署名をいたしましたので、賛成討論をさせていただきます。

アベノミクスがスタートいたしまして1年有余。当初の見込みより景気の上昇のラインは少しずつしか上がっていない。先ほど申し上げましたように、今の恩恵を受けているのは上場企業だけで中小企業、零細企業なんかはさらに厳しさを増している。早い話が、白浜町でうちの会社景気良くなったにさかい月給上げてあげるといふ会社は1社もありません。まだ下がってほしい。パートで働いている方はまだ賃金を下げられるというおびえがあるわけです。そういう厳しい経済情勢のなかで、庶民の生活に一番直結している消費税を今ここで4月から値上げすることには私は懸念をもっております。

玉置議員がおっしゃったように、楠本議員がおっしゃったように、国防費は当然必要なんです。日本を守るためにはもっともっと出さねばならない。1千兆円の国債を減額することも国民の使命でもあり、国の責務であります。しかし、それはそれといたしまして、今わずかながらでもインフレの気配がでております。物価がさらに上がり、消費税がさらに加算されるということは、今の時点ではやはり避けなければならない。

今、自民党でも1年前にこれを決めた議員が今景気は予想よりも下がっているんで、期待していないので、もうちょっと待ったらどうかという与党議員の皆さんの声もあるわけです。自民党内部でもそういう意見があるわけです。私はそうした世相を拝見いたしまして、庶民の皆さんのために今の時点での消費税の値上げには反対をいたします。

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

意見書案第3号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って、意見書案第3号は否決されました。

---

(11) 日程第11 意見書案第4号 道州制導入に反対する意見書の提出について

○議 長

日程第11 意見書案第4号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第4号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

(12) 日程第12 発議第4号 議員派遣について

○議 長

日程第12 発議第4号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

---

(13) 日程第13 発委第11号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第14 発委第12号 閉会中の継続審査申出書 (建設農林常任委員会・議員定数等検討特別委員会・決算審査特別委員会)

○議 長

日程第13 発委第11号 閉会中の継続調査申出書、日程第14 発委第12号 閉会中の継続審査申出書を一括議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、平成25年第3回定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に本定例会を招集させていただき、本日まで議員各位には提案いたしました案件をはじめ、防災対策、産業振興施策、福祉施策、教育行政等町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、行政運営に生かしながら各種施策のより一層の進捗を図って参りたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

白浜町議会会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成25年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、 11 時 47 分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 9 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員